

廃棄物を積んだトラックがたびたび通る久野の林道

現在小田原市にある七の林道管理は、県の管理基準を準用。これは小田原の現状に合っていないと判断。さらに小松議員は昨年九月二十五日に制定された県土庫利用調整条例の審査指針で「廃棄物最終処分場にあつては、県内で発生する廃棄物を優先的に受け入れるように努める」とあり、これでは、小田原が県のごみ捨て場になってしまふ恐れがあると指摘する。さらに資材置き場の名目で森林伐採した場所が、実際には建設廃材廃棄場になっている事実

林道使用した廃棄物持ち込み禁止を

～小田原は県のごみ箱ではない～

「林道管理条例案」を提出

議員提出議案で小松議員

小田原を県のごみ箱にはさせない」と、小田原市議会の小松久議員(公前)は十三日、六月定例会本会議終了後、公前の一宮健一、高松民吉、今村洋一各議員の連名で、林道を使用しての廃棄物持ち込み禁止などを掲げた、「小田原市林道管理条例(案)」を議員提出議案として山口真男議長に提出した。この条例で林道使用規制を設け、廃棄物を積み出したい考えだ。

や、四月からのごみ収集書賠償を求めるところで法の違反にもなると、不きるなど、十七条からな法投棄の増加など現状を挙げています。

そこで今回提出した条例では、〇一定の重量を超えて使用する場合は市長に届け出る(林道を使用して)土砂、残土、廃棄物などを運搬する行為を禁止する(林道を損傷、汚損した場合は、損

害賠償を求めるところで法の違反にもなると、不きるなど、十七条からな法投棄の増加など現状を挙げています。同議会ではこの日議会運営委員会を取り扱いを協議、二十五日の本会議で趣旨説明をし、経済庁院常任委員会(谷神久雄委員長)に付託、議案審査される。六月議会では決議まではされない模様で、同委員会の閉会中継審査となり、九月議会で決着が付け見通し。

議員提案で林道管理条例案

小田原市会

不法投棄防止も狙い

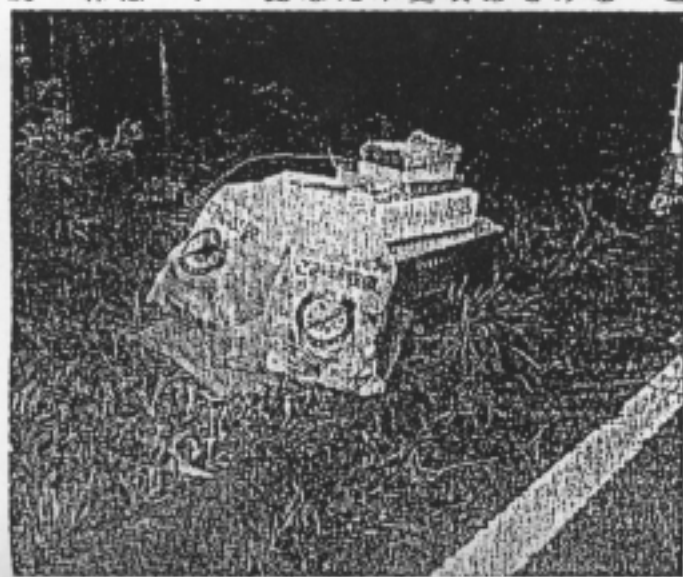
日向など17カ所が対象

「小田原市林道管理条例案」が十三日の市議会六月定例会で議員提案された。条例制定を提案したのは小松久徳氏（公明）ら向会派の四氏。提案の趣旨説明によると、小田原市はこれまで県営林道管理事務所を専用してきたが、地元の実情に合わせた現実的なものにするべきだ、としている。

条例案の骨子は①林道を使用、林産物を搬入するため大型自動車、大型特殊自動車を使う場合は市長に届ける②林道を使つてごみ、土砂、残土、廃棄物などを運搬する行為は禁止③条例違反者には林道使用を禁止④林道を壊したりした場合原状回復、または損害賠償を求める一などとなっている。

また、県の土地利用調整条例修正案（一九九六年九月制定）は廃棄物処理施設等の建設について、「事業に伴う車について原則として農道、林道を使用しない」となっているが、廃棄物最終処分場は、「県内で発生する廃棄物を優先的に受け入れるよう努めるこ

と」としており向会派は、二・八〇、坊所林道（約）ほか八ヶ岳森林組合の五林道が二・〇七など十七林道があり、あるが、十七林道が条例対象は大体三、四割、この数となる。



林道わきに不法投棄されたごみ
＝小田原市久野、坊所林道

小田原市会議員提案で六月十三日市議会六月定例会で議員提案された。条例制定を提案したのは小松久徳氏（公明）ら向会派の四氏。提案の趣旨説明によると、小田原市はこれまで県営林道管理事務所を専用してきたが、地元の実情に合わせた現実的なものにするべきだ、としている。